

代表質問

とはできない。議会に提案する前に、まずは設置要綱を作成するべきではないか。

答 当該調査委員会については、令和3年9月定例会における発議第27号の可決を受け、第三者機関に相談を行った結果全て管轄外とされたことから、市独自に第三者機関として設置することを提案するものである。今回の補正予算案が万が一否決された場合には、そもそも調査委員会は設置されないため、先に要綱を作っておく意味がなく、本案の成立後に要綱を定めたとしても問題はないと考える。

ついで市の取り組みを問う
答 中小事業者の持続的経営に繋がる取り組みの1つとして、市は令和3年1月と4月に経済産業省と連携し、「経営力向上計画」の策定支援セミナーを開催した。計画が国に認定された場合、税制・金融等の支援を受けることが可能となり、3年8月末現在、市内の中小事業者85社が認定されている。今後も引き続き国や県等と連携を図り、中小事業者の新たな事業の創出等に向けた取り組みを検討していく。